改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間7千人に達し、自己破産者も18万人を超えるなど、深刻な多重債務問題を解決するため、平成18年12月に改正貸金業法が成立しました。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、多重債務相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定しました。それを受け、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、平成20年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつあります。

他方では、借りたい人が借りられなくなるなどの状況が発生し、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。

しかしながら、バブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に 商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、自殺者や自己破産者が急増す るなど多重債務問題が深刻化しました。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの緩和は、再び自殺者や自己破産者、 更には多重債務者の急増を招く恐れがあります。今、多重債務者のために必要とされる施 策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などです。

そこで、消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務者問題が 喫緊の課題であることも踏まえ、以下の施策の実現を強く求めます。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保する などの相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 9 月 29 日

福島県伊達市議会議長 滝 澤 福 吉

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣(経済財政政策、科学技術政策)

総務大臣

法務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国家公安委員会委員長

内閣府特命担当大臣(金融、郵政改革担当)

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全、少子化対策、男女共同参画)様